

3. 退職・転出時の貸付金の償還手続き

退職・転出時に貸付未償還金がある場合は、次の手続きを行うこととなります。

区 分		償 還 方 法
退職する場合		原則として退職手当から控除します。(本人の手続きは不要) 控除しきれない場合は、4月に不足分を振込みいただきます。 (4月に振込先をお知らせいたします。)
転出される場合	他の都道府県の 公立学校共済組合へ	転出先の支部で引き続き償還できます。(本人の手続きは不要)
	石川県の 地方職員共済組合 市町村職員共済組合 へ転出	次の償還方法から選択していただくことになります。 (共済組合より「償還方法申出書」をお送りいたします。) ① 自己資金で残額を一括償還する。(4月に振込先をお知らせします。) ② 転出先の共済組合で借り換えて償還する。 (4月に残高証明書・振込通知書を送付します。) ③ 徴収嘱託の方法で償還する。 (転出先の共済組合で給与引き去りし、公立学校共済組合に償還します。)
	上記以外の 共済組合へ転出	次の償還方法から選択して「一括償還」していただきます。 ① 自己資金で残額を一括償還する。(4月に振込先をお知らせします。) ② 転出先の共済組合で借り換えて償還する。 (4月に残高証明書・振込通知書を送付します。)

地共済年金情報WEBサイトの終了について

「地共済年金情報Webサイト」は、公務員厚生年金期間におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額など以下の情報をインターネットでご覧いただけるサービスですが、令和7年3月31日をもって終了することとなりました。

令和7年4月1日からはマイナポータルと連携したサービスに切り替わります。

すでに地共済年金情報Webサイトを利用されている方は、令和7年4月1日以降に新サービスを利用する場合は、改めて利用申込み手続きを行う必要があります。

新サービスの利用申込み手続きについては、改めて広報誌等でお知らせいたします。

新サービスの内容

「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」から年金記録の電子交付を申し込むと、地共済年金情報Webサイトと同様に、以下の年金記録情報の帳票を閲覧することができます。

- 年金加入記録
- 年金見込額
- 保険料納付額
- 標準報酬月額等の記録
- 給付算定基礎額残高

※注意※ 新サービスの利用には、マイナンバーカードと、スマートフォン又は IC カードリーダライタの付いたパソコンが必要となります。